

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年9月30日
【発行者の名称】	パスロジ株式会社 (Passlogy Co. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 秀治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1
【電話番号】	(03)5283-2263 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 光野 元彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	パスロジ株式会社 https://www.passlogy.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」に記載された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高	(千円) 426,360	400,122	408,489
経常利益	(千円) 174,667	120,749	86,103
当期純利益	(千円) 110,294	85,630	76,759
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—
資本金	(千円) 100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株) 1,000,000	1,000,000	2,000,000
純資産額	(千円) 297,426	361,667	393,735
総資産額	(千円) 551,193	556,823	663,870
1株当たり純資産額	(円) 148.76	180.89	196.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) 55 (—)	42 (—)	19 (—)
1株当たり当期純利益	(円) 55.16	42.83	38.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 54.0	65.0	59.3
自己資本利益率	(%) 41.8	26.0	20.3
株価収益率	(倍) 4.5	5.8	6.5
配当性向	(%) 49.9	49.0	49.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 167,177	126,688	53,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △105,678	△78,380	△21,122
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △34,274	△63,551	△8,908
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 71,958	56,715	80,286
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 27 (2)	34 (2)	37 (1)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
5. 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2000年2月にワンタイムパスワードの新技術「パスロジック方式」のライセンス供与・管理をする目的で設立されました。パスロジック方式とは、当社代表取締役社長である小川秀治が1997年に考案した「乱数表から抜き出してワンタイムパスワードを生成する」システムです。同システムは2000年に米国特許（US6141751）を取得しました。

2004年には、パスロジック方式を活用した認証サーバソフトウェア製品「PassLogic-AS（パスロジック エーエス）」の販売を開始しました。2006年には、従来の技術ライセンス供与を中心とする方針を変更し、自社ソフトウェア開発メーカーとして本格的に事業展開することを決定しました。これを契機に、ベンチャーキャピタル2社から出資を受けて開発費用を確保するとともに、パスロジ株式会社に変更しております。

2007年末には、複数の特許技術を活用し、パスロジック方式を2経路で認証することでセキュリティを強化した「PassLogic（パスロジック）」を販売開始しました。

2014年には、大規模利用にも対応可能にした後継製品「PassLogic エンタープライズ版」を販売開始しました。

2022年6月時点では、パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数は累計144万件に上り、当社の主力製品となっております。

当社の設立以降にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
2000年2月	株式会社セキュアプロバイダ（現パスロジ株式会社）を東京都渋谷区に資本金2,500万円で設立
2000年2月	パスロジック方式の認証ソフトウェアライブラリ「OFFIC(オフィック)」を提供開始
2000年10月	パスロジック方式を利用してワンタイムパスワードを生成する技術が米国特許（US6141751）を取得
2001年6月	パスロジック方式を、他社サービスにライセンス供与開始
2004年4月	認証サーバソフトウェア製品「PassLogic-AS（パスロジック エーエス）」販売開始
2004年11月	本社を東京都千代田区神田小川町に移転
2006年2月	社名を株式会社セキュアプロバイダからパスロジ株式会社に変更
2006年5月	パスロジック方式を2経路で認証することで、セキュリティを強化した技術が日本国特許（JP3809441）を取得
2006年8月	ベンチャーキャピタル2社より出資を受ける。資本金1億3,750万円に増資
2007年5月	認証サーバソフトウェア製品群を販売開始
2007年6月	当社認証製品「パスロジ！ASP（パスロジ エーエスピー）」が「INTEROP TOKYO 2007」でセキュリティ部門特別賞受賞
2007年12月	認証サーバソフトウェア製品「PassLogic」新バージョンを販売開始
2009年1月	資本金1億円に減資
2009年3月	パスロジック方式のパスワード変更方法が日本国特許（JP4275080）を取得
2011年12月	パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計70万件を突破
2014年6月	認証サーバソフトウェア製品「PassLogic エンタープライズ版」販売開始
2014年10月	パスロジック方式を利用した1つのパターンで複数のパスワードを管理するアプリ「PassClip（パスクリップ）」（現「4Login（フォーログイン）」）の無償提供開始
2014年11月	パスロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計100万件を突破
2017年9月	1週間や1カ月等の単位でパスワードを自動更新する技術「TACP」が日本国特許（JP6207797）を取得
2018年11月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得
2018年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2020年3月	「PassLogic」のクラウドサービス「PassLogic クラウド版」を販売開始
2020年8月	設立20周年記念事業として、鹿島神宮 御手洗池口鳥居を奉納

2021年 8 月	業務拡大にともない、東京都千代田区神田神保町に移転
2022年 3 月	個人用認証管理サービス「4Login（フォーログイン）」提供開始
2022年 4 月	アニメ作品「TIGER & BUNNY 2」にキャラクターブレイスメント協賛

3【事業の内容】

インフォメーション・テクノロジー（IT）が発達し、生活やビジネスに欠かせなくなった社会において、日常的に「ログイン」、「サインイン」といった作業「本人認証」が行われています。

この本人認証は、不備があると不正アクセスやなりすまし等が発生し、重大な事故・事件につながるため、IT・ネットワーク社会において重要なセキュリティ要素のひとつです。当社は、この本人認証システムの開発・提供を事業としております。

本人認証システムの開発において、安全性を追求すると、ログイン作業が複雑化し時間がかかる、認証に必要な追加の機器を購入・管理する必要がある等、使いやすさやコストが犠牲になる傾向があります。当社は、このようなジレンマが解消された、本人しかログインできない安全性と、快適なログイン作業、導入・運用管理コストのバランスが取れた本人認証システムを開発・提供すべく、事業を展開しております。

当社の中核となる技術が、創業者で現代表取締役社長の小川秀治が1997年に発明した「パスロジック方式」です。

パスロジック方式は、文字が記されたマス目状の表（乱数表）から、マス目の位置と順番「パターン」に沿って、文字を抜き出してパスワードを判読し、そのパスワードを入力することで本人認証を行う方式です。「本人が設定した言葉＝本人だけの記憶」を用いるパスワードと同じく、「本人が設定したパターン＝本人だけの記憶」を用いるため、「知識認証」に分類される認証方式です。

「マスの位置を覚えるだけ」なので誰でも簡単に使い始めることができ、記憶を用いるため情報を他人に奪われず、認証のための追加の道具・機器が必要なく、情報の取り出しに手間もかかりません。

このパスロジック方式を利用し、「安全で、利便性とコストパフォーマンスが高い認証システム」として製品化した認証セキュリティソフトウェアが当社の主力製品「PassLogic（パスロジック）」です。「PassLogic」は、企業や官公庁等、法人を対象とした製品として展開しております。

「PassLogic」の前身製品の開発当初から現在に至るまでに、あらゆる業務システムがネットワーク経由で利用されるようになり、「テレワーク」のようなインターネットを通じた業務スタイルも出現する中で、多種多様な業務システムやプロトコル、ガイドラインが登場してまいりました。当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、製品の改善を続けております。

また、当社は新規技術（特許技術）の開発にも力を入れております。直近5年間における国内外での特許の取得件数の内訳は下表のとおりであります。

年	2017年以前	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 （注1）	計
取得件数（件）	73（23）	6（4）	16（4）	5（1）	10（1）	1（0）	111（33）

（注） 1．2022年6月30日時点における取得件数です。

2．取得件数欄の（ ）内数は、日本国特許件数を記載しております。

国内での特許取得については、自社製品で使用している技術の保護を主な目的としております。海外での特許取得については、サーバーソフトウェア製品の場合、海外のサーバーに設置することで、日本国の特許を回避する手法が考えられるため、サーバーを設置しやすい国について積極的に特許を取得することで、自社技術の保護を図っております。また、インターネット普及率が高い国において特許を取得することによって、各国に認められた技術を使用して開発している会社であることを国内外の潜在顧客向けにアピールする効果もあります。

当社ではソフトウェアの開発を社内技術者だけで行っております。そのため、迅速かつ適確なサポート対応が可能であり、「PassLogic」については、お客様や販売代理店、サービス事業者から高い評価をいただいております。また、純国産の認証システムなので、将来においても海外各国の政府・団体の意向により利用状況が左右される恐れがなく、海外情勢の影響を受けにくい、安定した利用が可能な製品だと考えております。

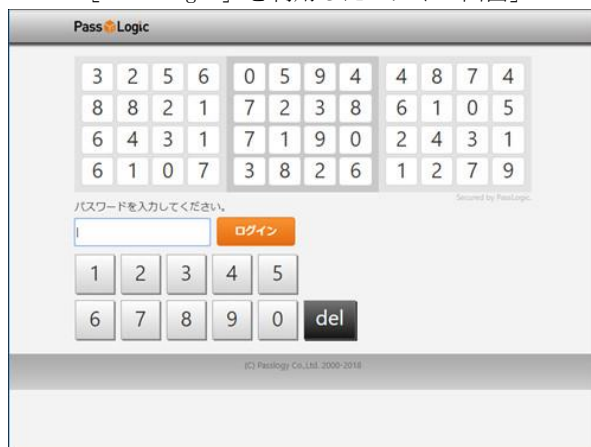
当社は、本人認証技術の中核とした認証セキュリティソフトウェアの開発・販売を主体とするソフトウェア事業を行っており、事業としては「自社製品開発事業」の単一セグメントです。

当社が現在展開している主要製品「PassLogic」の詳細は以下のとおりです。

本人認証の際に毎回入力するパスワードが変化する本人認証方式を「ワンタイムパスワード」と言います。従来のワンタイムパスワードでは、ワンタイムパスワードを表示するための追加の認証用機器（トークン）が必要でした。

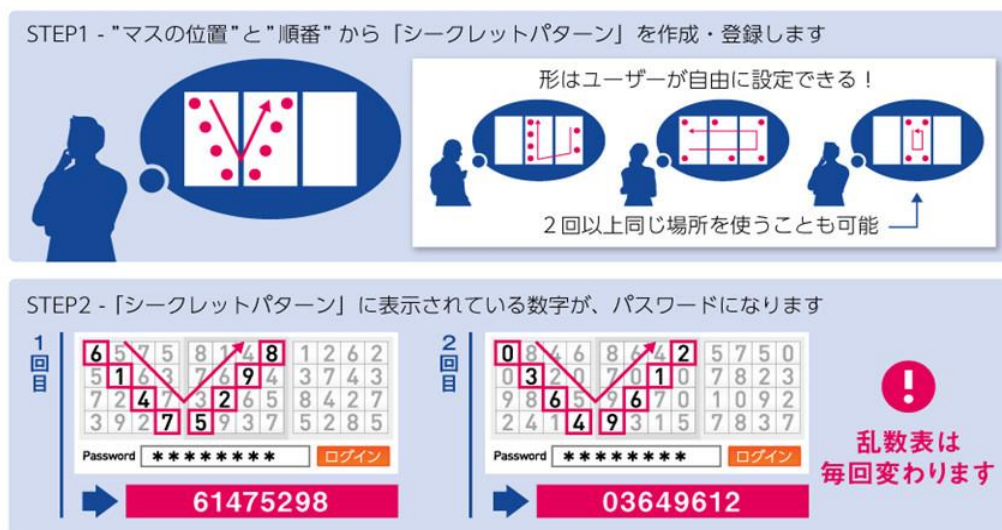
「PassLogic」は、トークンが不要なワンタイムパスワード「トークンレス・ワンタイムパスワード」として、その前身製品を2000年より提供開始いたしました。

「PassLogic」を利用したログイン画面



「PassLogic」では、ログインのたびに乱数表が表示されます（上図）。利用者は、この乱数表からあらかじめ設定したパターンに沿って数字を抜き出して、パスワードを判別し、入力します。そのパスワードが正しいパターンから抜き出されたものかどうかを確認することで本人認証が行われます。この乱数表に表示される数字が、毎回すべて刷新され、入力するパスワードも毎回変化するため「ワンタイムパスワード」として機能します。この作業にトークンを使用しないことから、この認証機能を「トークンレス・ワンタイムパスワード」と呼びます。

「PassLogic」のトークンレス・ワンタイムパスワードの仕組み



業務システムのネットワーク化が進むにつれ、アクセスしている利用者が従業員本人であることを確認する本人認証システムの重要性も認知されてまいりました。当初はID・パスワードのみで運用されていた本人認証ですが、サイバー犯罪の顕在化により、パスワードのみの本人認証では不十分であるという認識が広がりました。そこで、セキュリティ意識の高い公共機関や企業を中心に「USBトークン」や「ハードウェアトークン（注1）」等の認証用機器による本人認証システムの強化が進められました。

しかし、認証用機器による本人認証システムは、認証用機器を利用する以上、機器自体の導入・運用・管理コストがかかります。また、利用者也機器の持ち歩き・取り出しの負担を負うこととなります。

「PassLogic」のトークンレス・ワンタイムパスワードは、認証用機器を使用しないため、そのコストを削減し、利用者の負担も軽減しつつ、安全性を確保する製品です。安全性を確保しつつ、さらにコストパフォーマンスも意識した企業・団体が採用することで、シェアを広げてまいりました。

バージョンアップを重ねた現在では、企業・団体の認証関連システムのすべてを網羅する「認証プラットフォーム」

としての位置づけが強化され、Windows用ID管理システム「Active Directory」をはじめとしたID管理システムとの連携、ハードウェアトークン対応、ソフトウェアトークン（注2）対応、デジタル証明書（注3）対応、シングルサインオン（注4）等、企業・団体の既存の環境やセキュリティポリシーにあわせてカスタマイズして導入できるように進化しております。

「PassLogic」は、VPN（注5）やVDI（注6）、クラウドサービスやウェブアプリ、そしてWindows端末へのサインイン等、多様なシステムやサービスの認証に適用することができます。社外から社内のシステムへ、もしくは社内・社外からクラウド上のサービスへと接続する際に利用され、セキュリティ強化と利便性向上が主な導入の目的となります。最近では「場所を選ばずに仕事をする」というワークスタイル「テレワーク」を採用する企業・団体が増えておりますが、これに伴い、安全なテレワーク環境の構築を目的とした「PassLogic」の導入も進んでおります。その中には官公庁や、従業員1万人を超える企業もあります。

「PassLogic」の提供形態は、通信・クラウドサービス事業者向けに再販可能なライセンスならびに連携API（注7）付きのサーバーソフトウェアを提供する形態と、販売代理店を通してお客様にパッケージソフトウェアを販売する形態があります。さらに、年々進みつつある各種ソフトウェアのクラウドシフトに対応する商品として、2020年3月にはクラウドサービス（SaaS）（注8）として提供する「PassLogic クラウド版」の提供を開始いたしました。

下表は「PassLogic」の提供方法や提供先となる顧客、セキュリティ強化する対象、実際に利用する個人をまとめた表になります。

「PassLogic」の提供方法	「PassLogic」を導入して、セキュリティ強化する顧客	「PassLogic」導入によって、セキュリティ強化されるサービス	実際に「PassLogic」を使って、ログインする個人
【販売代理店】 システムインテグレーター、卸売業者等	主に法人、官公庁、団体等	主に、自社業務システムへの不正ログインを防止するために本人認証を強化	【エンドユーザー】 社内や外出先、自宅から自社業務システムにログインする役員・従業員
【サービス事業者】 通信事業者、クラウドサービス提供会社等		主に、サービス事業者の提供しているサービスへの不正ログインを防止するために本人認証を強化	【サービス利用者】 サービス事業者等が提供しているサービスにログインする（法人等に所属している）個人

各提供方法について、詳細は下記をご参照ください。

① サービス事業者向けのサービス提供「PassLogic ライセンス提供」

通信・クラウドサービス事業者向けに、再販可能なライセンスならびに連携API付きのサーバーソフトウェアを提供しております。通信・クラウドサービス事業者は、通信事業者が提供するネットワークサービスや、クラウドサービス事業者が提供するパブリッククラウドサービス等に、「PassLogic」を組み合わせる形で、サービスを構築します。それらのサービスの利用者は、ネットワークサービスやパブリッククラウドサービス等にログインする際に、「PassLogic」の認証を利用することになります。各通信・クラウドサービス事業者に対して、当社は技術支援を行っております。2022年6月末時点では、20件のサービスとご契約をいただいております。

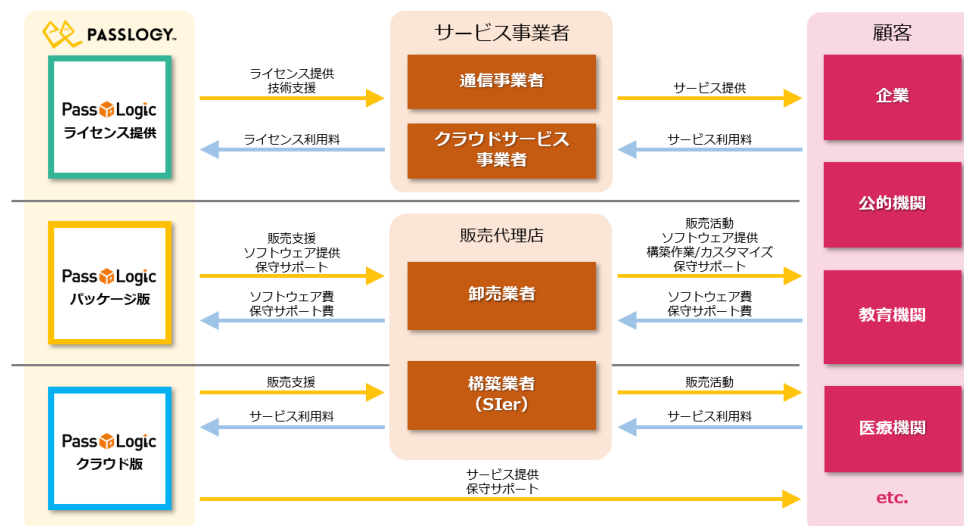
② 販売代理店を通じたサービス提供「PassLogic パッケージ版」

オンプレミス（注9）やプライベートクラウド上で利用するお客様（主に企業、官公庁、団体等の法人）には、システムインテグレーター、卸売業者、販売パートナー等の販売代理店を経由して、サーバーにインストールして利用するパッケージ化したソフトウェアとして販売しております。販売代理店は、お客様の要望に応じて、「PassLogic」のインストール等の構築作業や、設定のカスタマイズなどのサービスを提供しております。当社から販売代理店に対しては販売支援を提供するとともに、お客様には販売代理店を通じて保守サポートを提供しております。

③ 当社が運用管理するサーバーからサービスを提供「PassLogic クラウド版」

「PassLogic」をインストールしたサーバーを当社が管理運用し、「PassLogic」をクラウドサービスとして提供するものです。パッケージ版導入の場合には、お客様自身や販売代理店、システムインテグレーターでの対応が必要となる、自社管理サーバーの用意、ソフトウェアのインストール、日常の保守や運用といったコストや手間を、メーカーである当社が引き受けることで、小規模の企業・団体への導入にも対応しやすくしたサービスです。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



- (注) 1. ハードウェアトークンとは、ワンタイムパスワードを表示する機器です。利用者は表示されている数字を入力してログインします。「ワンタイムパスワードトークン」と呼ばれることもあります。
2. ソフトウェアトークンとは、ワンタイムパスワードを表示する、主にスマートフォンにインストールして利用するアプリケーションです。利用者は表示されている数字を入力してログインします。
3. デジタル証明書とは、通信相手同士が本人であることを証明するために発行された電子的な証明書（ファイル）です。「電子証明書」や「SSL証明書」と呼ばれることもあります。
4. シングルサインオンとは、1回のログイン作業で、複数のWebサービスやアプリケーションにログインする仕組みです。パスワードやパターン、トークンといった認証のための情報をひとつだけ管理すればよいので、管理負担が削減され、利便性が向上し、セキュリティリスクが減るというメリットがあります。「SSO」と省略されて呼ばれることもあります。
5. VPNとは、「Virtual Private Network」の省略表記です。接続先のネットワークとの通信を開始する際に認証を行い、認証後は暗号化されたデータを送受信することで通信の安全を担保する仕組みです。
6. VDIとは、「Virtual Desktop Infrastructure」の省略表記です。サーバー上にパソコンのデスクトップ環境を仮想的に作成し、利用者は端末からサーバーに接続し、その仮想のデスクトップを呼び出して操作する仕組みです。「仮想デスクトップ」と呼ばれることもあります。
7. APIとは、「Application Programming Interface」の省略表記です。開発者がソフトウェアを開発する際に、他のソフトウェアが提供するAPIを活用することで、その機能を、開発するソフトウェアに手軽に組み込むことが可能となります。
8. SaaSとは、「Software as a Service」の省略表記です。ソフトウェアを利用者のサーバーに導入するのではなく、サービスの提供者側のシステムで稼働させ、利用者はネットワーク経由でサービスとして利用するサービス形態をいいます。
9. オンプレミスとは、自社のサーバーにソフトウェアをインストールして利用する形態をいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
37 (1)	42.2	3.8	4,970

- (注) 1. 従業員数欄の() 外数は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）であり、年間の平均雇用人員を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2021年7月1日から2022年6月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症により、停滞傾向であった企業の設備投資も持ち直しの動きが見られますが、原材料の供給不足や原油価格の高騰等による物価上昇には十分注意すべき状況です。

当社が属するITセキュリティ業界におきましては、需要は持ち直しつつあるものの、半導体不足の影響により、関連製品の供給に遅れが見られる状況です。また、新型コロナウイルス感染症対策によって活発化した「テレワーク」導入の動きも一段落し、関連するITセキュリティ製品の需要も落ち着きつつある状況です。

このような市場・経営環境の中で、当社の主力製品「PassLogic（パスロジック）」は、業務システムやクラウドサービスへのリモートアクセスにおいて、「不正アクセス防止に最適な本人認証システム」として、既存顧客による追加案件及び新規案件の受注が安定的に推移し、当事業年度において新規に約5.3万IDの契約を獲得いたしました。その結果、当事業年度の売上高は408,489千円（前事業年度比2.1%増）となりました。

一方で、中長期的な事業拡大とそれに伴う管理体制の強化のため、従業員の増員と本社移転を実施いたしました。また、当社及び当社製品のブランド価値向上のため、広告宣伝活動を実施いたしました。その結果、主に給与手当、賃借料、広告宣伝費が増加したことにより、営業利益は74,300千円（前事業年度比34.6%減）、経常利益は86,103千円（前事業年度比28.7%減）、当期純利益は76,759千円（前事業年度比10.4%減）となりました。

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して23,571千円増加し、80,286千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は53,601千円（前事業年度比73,086千円減）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上109,316千円、減価償却費の計上42,814千円、預け金の増加額89,522千円、法人税等の支払額18,781千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は21,122千円（前事業年度比57,258千円減）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入176,783千円、投資有価証券の取得による支出128,145千円、有形固定資産の取得による支出40,246千円、無形固定資産の取得による支出35,389千円、敷金・保証金の返還による収入9,359千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は8,908千円（前事業年度比54,643千円減）となりました。これは長期借入による収入80,000千円、長期借入金の返済による支出46,921千円、配当金の支払額41,987千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	前期比 (%)
自社製品開発事業 (千円)	408,489	102.1
合計 (千円)	408,489	102.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ネットワールド	87,294	21.8	91,988	22.5
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	66,832	16.7	59,340	14.5
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	—	—	57,806	14.2
ソフトバンク株式会社	44,378	11.1	49,684	12.2
富士通株式会社	45,031	11.3	43,568	10.7

2. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の前事業年度の販売実績の総販売実績に対する割合については、100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、「ITを安全・快適に利用できる社会に」をスローガンに、ITシステムへの不正アクセスを防止する本人認証システムの開発・提供を通じて、社会に貢献することを活動目標としております。当社の主力製品「PassLogic」は、業務システムに向けた本人認証システムのため、企業や団体のIT利用の普及や、技術革新、テレワークをはじめとした生活・業務形態の変化が当社の業績に大きく影響します。

今後の国内IT市場動向及びITセキュリティ業界の動向といたしましては、政府機関や各業界で活発化している「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の進行により、情報のデジタル化が進み、頻発するサイバー攻撃から情報を守るために本人認証の重要性が増すものと考えております。

このような業界動向を踏まえ、当社が、当社製品・サービスの開発・提供にあたって認識している経営上の重要課題は以下のとおりであります。

(1) 技術革新への対応

当社の属するソフトウェア業界は技術革新の進捗が早く、革新的な製品・サービスの出現により、業界標準や顧客需要、使用環境の急激な変化が起こる可能性を常にはらんでおります。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、先端技術の情報収集及び製品への反映を積極的に進めていく必要があります。

当社はこれらの顧客需要や、課題に対応できる体制を継続的に整えてまいります。

(2) 人材の確保・育成

当社が今後成長するにあたっては、研究開発を進めるための優秀なIT技術者の確保と育成が重要な課題だと認識しております。

IT業界における技術者の人材不足も顕在化する中、技術職・営業職を中心に優秀な人材の採用を積極的に進めてまいります。併せて、既存の技術者を育成することによる全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

また当社は、従業員のワークライフバランスを重視し、残業ゼロへの取り組みやテレワークを可能とする就業形態の整備、オフィスの設備・機能の充実化等、従業員が能力を最大限に発揮できるよう、勤務体制・組織体制の改善に注力しております。

(3) 市場の変化への対応

デジタル・トランスフォーメーションが進むにつれ、情報セキュリティ対策を疎かにすることが企業価値の毀損を招く可能性があることが広く認知されるようになり、情報セキュリティ対策は企業活動における必須事項であるということが共通認識となりつつあります。さらに、従来は業務システムを社内ネットワーク内に設置することが一般的であった中、クラウド技術の発達により、業務システムのクラウド上への設置や、クラウドサービス(SaaS)の利用といった「クラウドシフト」が発生しています。

また、2020年初頭より始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、ITセキュリティ業界にも大きな影響をもたらしました。感染症発生当初には、その対策として「テレワーク」の導入が活発化し、関連製品・サービスの需要が加速しましたが、現時点ではその需要も落ち着きを見せつつある状況です。さらに、感染症及びその対策によって、サプライチェーンの稼働が鈍化した結果、半導体不足が発生し、関連製品の供給が停滞しました。今後も原材料の供給不足や原油価格の高騰、欧州情勢、各種通貨の為替レートの円安基調による変動等により、企業の設備投資が削減さ

れ、市場に影響を及ぼす可能性があります。

このような市場の動きによる顧客需要の変化に合わせて、製品・サービスの内容及び提供方法を迅速に適応させることが重要だと認識し、新機能・新規連携製品の追加や新規販売経路の構築に注力してまいります。

(4) ブランディング

ITサービスの普及とIT犯罪の増加によって、本人認証はITネットワーク社会におけるインフラとして重要な要素となっております。

認証セキュリティ製品・サービスは、効果的なものほど被害に遭わないため、顧客が効果を実感する機会がほとんどなく、また、顧客が導入実績を公表しない傾向にあります。そして、導入にあたっては、開発企業の信用力が求められる製品になります。

そのため、当社製品・サービスの拡販のためには、当社そのものの認知の拡大と、当社製品・サービスの認知度・信頼性の向上のためのブランディング活動に、積極的に取り組む必要があると考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対策として、従来は顧客への接点の一つとして大きな効果のあった展示会のあり方も変化が求められているように、当社の情報発信や需要の喚起方法、製品・サービスを必要とする人にアプローチする手法といった面についても見直しが必要となっております。適宜、新たな情報発信手段を検討し、実行してまいります。

(5) 海外展開

当社は、社内の技術者のみで開発を行う純国産技術の認証システムの提供企業として、国内企業向けのサービス提供を主体に事業を展開しております。一方で、インターネットを経由したサービスの提供やデータのやり取りに国境を感じる事は少なくなり、企業が利用するサービスの導入を検討するに際しても、サービス提供企業の国籍が阻害要因になることも少なくなっております。

情報セキュリティ市場の拡大に伴い、国内外を問わず認証技術の開発が進む中、海外企業の技術がデファクトスタンダードになる可能性も排除することはできません。

そのような中、当社としても将来の海外への事業展開を見据え、人材確保や研究開発に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定製品への依存について

当社は、経営資源をセキュリティソフトウェア製品の開発・提供に集中させております。

現在のところ当社の主力商品である「PassLogic」は、法人向けに導入企業並びにID数を増やすことにより、収益の安定化を目指しております。販売面においては収益多様化に向けて、クラウドサービス「PassLogic クラウド版」や、「PassLogic」の導入から運用監視までをワンパッケージで提供する「PassLogic レジリエントサービス」を提供開始いたしました。

また、個人向けには、認証・会員管理システム「4Login」の開発を行っており、当システムを利用したWindowsリモートデスクトップ向けの認証セキュリティサービス「4Login for Windows」を販売しております。

しかしながら、セキュリティソフトウェア製品にかかる不測の環境変化等が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 情報セキュリティ対策について

当社は、製品提供にあたり、取引先との間で、顧客情報をはじめとした多種多様な重要情報を取扱う機会があります。当社は、これらの取引先との間において守秘義務契約を締結し、重要情報の取り扱いに際しては当社のコンプライアンス関連規程・マニュアル等に則り厳格に運用し、当社内部からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を講じております。2018年11月には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得いたしました。

しかしながら、万一、当社による情報の紛失、破壊、漏洩等の発生、又は外部からの不正手段による当社システムへの侵入等が生じた場合には、当社への損害賠償請求又は信用低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 技術革新又は陳腐化に対応できない可能性について

当社が属するセキュリティソフトウェア市場は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、新たなサービスが提供され、ニーズの傾向に大きな変化が起きやすいという特徴があります。このような中、当社は研究開発部門による新技術・サービスの研究・開発、各種メディアでの情報発信等の取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。

しかし、当社が環境変化に対応することができず、当社製品及びサービスの陳腐化又は競合他社の企業努力等により、当社が競争力を維持することができない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 経済・市場環境の影響について

当社が事業を展開する情報サービス産業においては、経済情勢の低迷や景気の悪化等による、一般企業のIT投資への姿勢に影響を受ける傾向があります。IT技術者の不足は企業におけるシステム投資を左右する要因になりかねません。また、IT投資に必要な多くの電子機器製品は半導体を必要としており、半導体の供給不足がIT投資に影響を与える可能性があります。

2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、多様な業種がテレワーク勤務を導入する契機となり、IT投資の拡大や当社の主力商品であるセキュリティ製品への需要を喚起した側面がある一方で、全国・全世界的な経済活動の停滞をもたらし、また半導体が不足する事態も生じております。この先、各企業業績の大幅な悪化や人員の大規模な削減、企業の倒産やIT投資の低迷が発生し、また、半導体の供給不足が長期化すれば、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は市場の動向や経済情勢を先んじて的確に把握し、その対応策を講じるよう常に務めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷等により顧客のIT投資が減少した場合には、当社の事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の取引先への依存についてのリスク

当社は、主力製品である「PassLogic」を、主に販売代理店経由での販売と、通信・クラウドサービス事業者向けのライセンス提供を行っております。販売先のうち、2022年6月期の主たる取引先であり販売代理店である株式会社ネットワークに対する販売割合が22.5%、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社に対する販売割合が14.5%、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対する販売割合が14.2%を占めております。また、ライセンス提供先である通信・クラウドサービス事業者のうち、2022年6月期の主たる取引先であるソフトバンク株式会社に対する販売割合が12.2%、富士通株式会社に対する販売割合が10.7%を占めております。以上の取引先上位5社の合計は74.0%となっております。

当社では、上記取引先と良好な取引関係を継続する方針であります。万が一、販売代理店との契約が解消となった場合には、既存顧客に対しては別の販売代理店を経由した取引や当社との直接取引を実施することで、製品の提供を維持するよう努めてまいります。また、新規顧客の獲得についても、新規販売代理店の開拓や、新たな販売経路の構築に取り組むことで、特定取引先に過度に依存しないよう努めてまいります。

通信・クラウドサービス事業者については、「PassLogic」を利用する既存顧客が存在する限りにおいて、当社との契約解消は考えづらい状況ではあります。

しかしながら、上記取引先の当社に対する取引方針の変更によって契約解消となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社は、業務遂行にあたり、第三者の知的財産権の侵害は行わないよう留意しておりますが、それらを侵害する可能性は皆無ではありません。当社が意図しないところで他社から当社に対して知的財産権侵害の訴えが提起され、その主張が認められてしまう可能性も否定できません。また反対に、他社において当社の知的財産権に抵触するものがあつたとしても、当社の知的財産権侵害の主張が必ずしも認められない可能性があります。このようなことが起きた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 競合他社による影響について

当社は、「PassLogic」をはじめとする特色のある認証セキュリティソフトウェアを提供し、ソフトウェアの情報システムへの組み込みやすさの向上、管理者の運用負担を軽減する機能の向上、導入後のサポート体制を充実させること等、競争力を高めるべく様々な施策を講じております。

しかしながら、当社と同様に認証セキュリティソフトウェアを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、新規のパッケージ製品売上の減少や、既存のライセンス契約及び保守サポート契約に解約が生じた場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害による影響について

当社は、クラウドサービス事業者が運営するクラウドサービスを利用して、インターネット上でサービスを提供しています。従って、自然災害や事故等によるサーバー施設やインターネット通信網の損傷、予期せぬアクセス急増等の不測の事態により、システム障害が発生し、当社のサービス提供に支障が生じる場合があります。

当社は、システム監視や障害検出等の管理体制を構築し、システム障害の未然防止や、発生した際の迅速な対応による影響の最小化に努めております。

しかしながら、システム障害によりサービス提供が中断し、当社の信用失墜や事業機会の逸失が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 大株主の存在について

当事業年度末現在、筆頭株主である当社の代表取締役小川秀治及びその親族の持分合計が当社の発行済株式総数の94.1%を占めております。両者とも、中長期的な安定株主として当社株式を保有しており、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、確認しております。しかしながら将来的に当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役である小川秀治は、当社の創業者であり、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定通り進まない可能性や既存の人員が社外に流出する可能性、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本方針とし、配当性向を40%以上とすることを目標としております。しかし、事業環境の急激な変化等により、目標とする配当性向を達成できなくなる可能性があります。

(12) 特定地域に対する依存等について

当社は主として東京都での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋等の損壊等による営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟等について

当社は当事業年度末現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、これらの訴訟等の内容によっては、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を2018年1月16日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2018年1月23日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約

を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。
当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

- (イ) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (ロ) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。
 - (イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (イ) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (ロ) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当事業年度における研究開発費は8,732千円であります。

なお、当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は301,508千円で、前事業年度末に比べ114,062千円増加しております。預け金の増加89,522千円、現金及び預金の増加23,571千円、売掛金の減少1,412千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は362,362千円で、前事業年度末に比べ7,014千円減少しております。投資有価証券の減少26,479千円、長期前払費用の減少10,403千円、差入保証金の減少8,530千円、土地の増加29,855千円、建物の増加8,271千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は212,054千円で、前事業年度末に比べ44,768千円増加しております。未払法人税等の増加19,468千円、未払消費税等の減少3,005千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は58,081千円で、前事業年度末に比べ30,211千円増加しております。長期借入金の増加30,211千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は393,735千円で、前事業年度末に比べ32,067千円増加しております。繰越利益剰余金の増加30,572千円、利益準備金の増加4,198千円、その他有価証券評価差額金の減少2,703千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は408,489千円（前事業年度比2.1%増）となりました。これは、主力製品である「PassLogic」において、既存顧客による契約の更新と、既存顧客の追加案件及び新規案件の受注が安定的に推移したことが主な要因であります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は294,925千円（前事業年度比0.9%減）となりました。これは、ソフトウェア償却費等の製品製造原価が増加したことが主な要因であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、220,625千円（前事業年度比20.0%増）となりました。これは、従業員増加に伴い給与の総額が増加したこと、事務所移転に伴い賃借料が増加したこと、及び当社及び当社製品のブランド価値向上のための広告宣伝活動の実施に伴い広告宣伝費が増加したことが主な要因であります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は74,300千円（前事業年度比34.6%減）となりました。営業利益が減少した主な要因は、前述の売上総利益が減少した主な要因、及び販売費及び一般管理費が増加した主な要因と同様であります。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は86,103千円(前事業年度比28.7%減)となりました。経常利益が減少した主な要因は、前述の売上総利益が減少した主な要因、及び販売費及び一般管理費が増加した主な要因と同様であります。

(当期純利益)

税引前当期純利益は109,316千円(前事業年度比10.4%減)となり、当事業年度における当期純利益は76,759千円(前事業年度比10.4%減)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、本社を移転いたしました。

また、茨城県鹿嶋市の鹿島神宮に隣接した土地を購入いたしました。当該土地は当社設立20周年記念事業として鹿島神宮に奉納した御手洗池口鳥居の至近にあり、神宮参拝者向けに当社事業に関する広告宣伝の看板を設置いたしました。今後につきましては、従業員の福利厚生や施設利用予約及び入室に使用する本人認証システムの実証実験のための施設、当社設立25周年記念事業等に利用する予定です。

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は78,286千円であります。その主な内訳は、市場販売目的のソフトウェアの制作費、鹿島神宮隣接地購入費、及び本社移転に伴う工事費であります。

なお、当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
		建物	構築物	工具 器具 備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都 千代田区)	本社事務所 開発設備	8,494	—	257	—	51,333	17,071	77,157	37 (1)
福利厚生施設 (神奈川県 足柄下郡 箱根町)	福利厚生 施設等	4,395	—	—	1,717 (55)	—	—	6,112	—
鹿島神宮隣接地 (茨城県 鹿嶋市)	その他設備	—	783	—	29,855 (1,613)	—	—	30,639	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）であり、年間の平均雇用人員を記載しております。

3. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は25,114千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年10月5日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株、未発行株式数は3,000,000株増加し、6,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月5日(注)	1,000,000	2,000,000	—	100,000	—	—

(注) 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年10月5日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行済株式総数は1,000,000株増加し、2,000,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2022年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	25	26	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2	—	—	19,998	20,000	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	0.01	—	—	99.99	100	—

(注) 自己株式600株は「個人その他」に6単元として含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
小川 秀治	東京都千代田区	1,321,800	66.10
小川 美樹子	東京都千代田区	200,000	10.00
小川 遥香	東京都千代田区	180,000	9.00
小川 穂波	東京都千代田区	180,000	9.00
石井 裕一郎	東京都渋谷区	43,000	2.15
下田 敏郎	千葉県四街道市	18,000	0.90
光野 元彦	東京都東大和市	8,400	0.42
小室 秀夫	東京都品川区	8,000	0.40
上西 義行	茨城県守谷市	8,000	0.40
千田 徹	東京都葛飾区	6,400	0.32
吉田 恵子	東京都港区	6,400	0.32
松本 久美子	東京都渋谷区	6,400	0.32
計	—	1,986,400	99.34

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,999,400	19,994	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	19,994	—

② 【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
(自己保有株式) パスロジ株式会社	東京都千代田区神田神保町 一丁目6番地1	600	—	600	0.03
計	—	600	—	600	0.03

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自 己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交 付、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	600	—	600	—

（注）保有自己株式数は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加株式数300株が含まれております。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識し、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。具体的には配当性向40%以上を目標とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定いたします。

当社は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針に基づき、1株当たり19円としております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2022年9月29日 定時株主総会	37,988	19

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
最高（円）	—	—	—
最低（円）	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2．2020年6月期、2021年6月期及び2022年6月期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間における月別最高・最低株価】

月別	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2．2022年1月、2月、3月、4月、5月及び6月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 2 名 （役員のうち女性の比率22%）

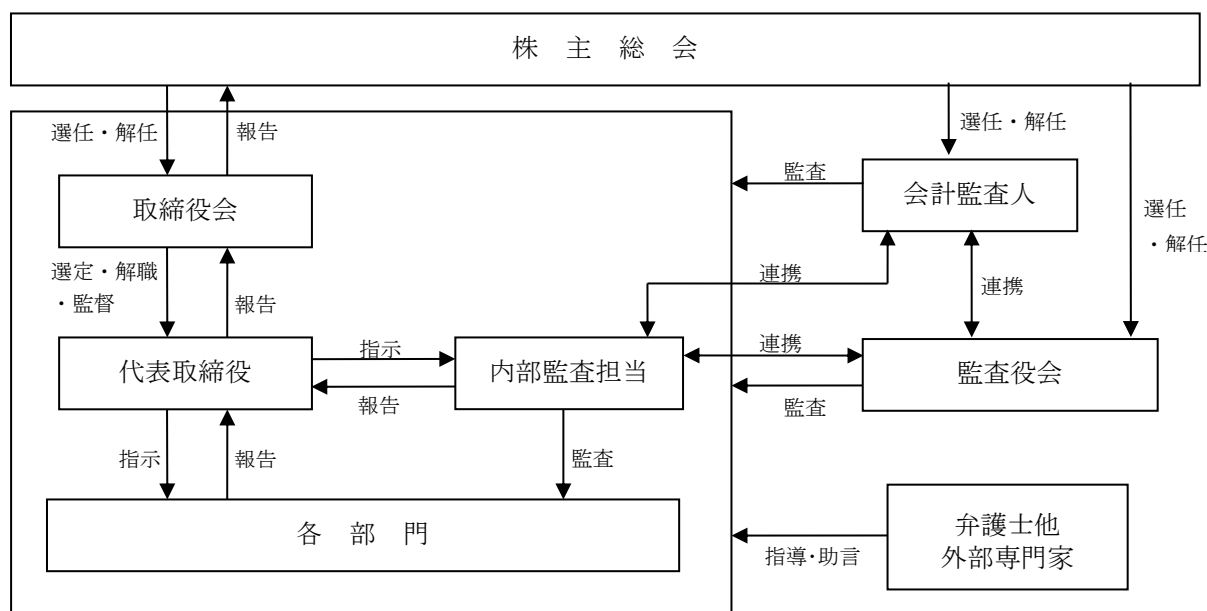
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	小川 秀治	1964年10月24日生	1987年4月 日本情報通信株式会社入社 1990年5月 ネットワンシステムズ株式会社入社 1997年7月 壳四四テクノロジー株式会社 代表取締役就任 1998年8月 株式会社壳四四倶楽部設立 代表取締役就任 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	1,321,800
取締役	管理部長	光野 元彦	1972年1月13日生	2001年2月 当社入社 2005年9月 当社取締役就任 2006年8月 当社監査役就任 2007年10月 当社営業部長就任 2014年2月 当社総務部長就任 2015年12月 当社経営戦略室長就任 2015年12月 当社取締役就任（現任） 2020年10月 当社管理部長就任（現任）	(注) 1	—	8,400
取締役	技術部長	鈴木 健夫	1962年8月17日生	1985年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 1998年2月 EMCジャパン株式会社入社 2018年11月 当社入社 技術部長就任（現任） 2022年9月 当社取締役就任（現任）	(注) 1	—	—
取締役 (社外)	—	石井 裕一郎	1967年8月5日生	1997年4月 弁理士登録 1997年4月 川和国际特許事務所入所 1999年5月 芦田・木村国際特許事務所入所（現任） 2001年12月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 4	43,000
取締役 (社外)	—	吉田 恵子	1954年1月26日生	1978年11月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1982年4月 公認会計士登録 1992年12月 税理士登録 1995年5月 芝会計事務所設立 所長就任（現任） 2004年11月 当社社外取締役就任（現任） 2018年11月 株式会社ジャパン・ディストリビューションシステム監査役就任（現任） 2019年9月 一般社団法人日本文化資産支援機構監事就任（現任） 2020年5月 株式会社ローソン 社外監査役就任（現任）	(注) 1	(注) 4	6,400
取締役 (社外)	—	荒井 透	1958年10月6日生	1981年4月 菱電エレベータ施設株式会社入社 1983年10月 文部省高エネルギー物理学研究所（現大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）データ処理センター入所 1988年8月 三菱商事株式会社入社（アンガマン・バス株式会社出向） 1989年6月 アンガマン・バス株式会社入社 1990年4月 ネットワンシステムズ株式会社入社 2006年6月 同社取締役就任 2014年4月 同社取締役 常務執行役員就任 2018年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員就任 2021年4月 同社相談役就任 2022年4月 当社顧問就任 2022年9月 当社取締役就任（現任）	(注) 1	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
常勤 監査役	—	上西 義行	1949年8月24日生	1996年6月 株式会社東洋情報システム(現 TIS 株式会社)取締役就任 2003年6月 株式会社エス・イー・ラボ(ネオ アクシス株式会社に名称変更後、 現・株式会社アグレックスに吸収 合併) 代表取締役副社長兼執行役 員就任 2006年8月 当社取締役就任 2009年2月 当社取締役辞任 2009年4月 TIS株式会社参与調達本部長就任 2011年6月 株式会社アグレックス取締役就任 2013年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)2	(注)4	8,000
監査役 (社外)	—	龍神 嘉彦	1963年5月14日生	1987年4月 味の素株式会社入社 1992年11月 弁理士登録 1995年2月 TMI総合法律事務所入所 1998年6月 NEC USA, Inc. 入社 2003年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2003年4月 志賀国際特許事務所入所 2006年10月 龍神国際特許事務所設立 所長就任 (現任) 2008年11月 RYUJIN Patent & Licensing株式会 社設立 代表取締役就任(現任) 2020年9月 当社社外監査役就任(現任)	(注)3	(注)4	—
監査役 (社外)	—	泉 多枝子	1969年11月5日生	1991年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入所 1995年8月 公認会計士登録 1996年7月 オーガット株式会社(現 Asea Boveriに吸収)入社 1997年7月 ハイベリオン株式会社(現 日本オ ラクル株式会社に吸収)入社 1998年8月 ソフトバンク株式会社入社 2000年10月 ソフトバンク・インベストメント 株式会社(現 SBIホールディング ス株式会社)入社 2004年12月 SBIキャピタル株式会社入社(SBI ホールディングスより転籍) 2015年4月 ヤフー株式会社入社 2019年4月 史彩監査法人 パートナー就任(現 任) 2020年9月 当社社外監査役就任(現任)	(注)3	(注)4	—
計							1,387,600

- (注) 1. 取締役の任期は、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時から2024年6月期に係る定時株主総会終結の時 までであります。
2. 監査役の上西義行氏の任期は、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主 総会終結の時までであります。
3. 監査役の龍神嘉彦氏、泉多枝子氏の任期は、2020年6月期に係る定時株主総会終結の時から2024年6月期に 係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年6月期における役員報酬の総額として12,000千円を支給しております。
5. 石井裕一郎氏、吉田恵子氏、及び荒井透氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 龍神嘉彦氏及び泉多枝子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、本書公表日現在において6名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、本書公表日現在において3名で構成されております。内、常勤監査役は1名、非常勤監査役は2名であり、非常勤監査役の2名は社外監査役です。監査役会は、監査役会規程に基づき、原則毎月1回開催しており、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査人

当社は、Mooreみらい監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年6月期において監査を執行した公認会計士は梅澤慶介氏、吉原浩氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他2名であります。

二. 当該体制を採用する理由

当社は取締役会において、事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について各種法令や社内規程に則った意思決定を行う一方、監査役会において、客観的な監督を実施すること及び常勤監査役が取締役会やコンプライアンス委員会、リスク管理委員会といった重要な会議に定期的に参加することで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、当該体制を採用しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2021年11月12日に開催された取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社の役員及び使用人がコン

プライアンスに適った企業活動を実践するために「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

- (2) 当社の役職員等は、当社役職員等による業務上の不正行為を認知した場合、職制を通じて速やかに事実の報告を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- (3) 内部監査人は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- (4) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- (5) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「機密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントを重視した経営を行う上で、リスクマネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「危機管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におきこみ、実行するとともに、内部監査人が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

5. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役は補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に通報する。
- (4) 取締役及び使用人からの監査役への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につい

て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- (2) 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、「監査役監査基準」に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- (2) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進する。

④ 内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。また管理部の監査においては、管理部以外の人員を担当者とするため、代表取締役社長により監査計画策定時に管理部以外の担当者を指名します。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役会（常勤監査役1名、社外監査役2名）は、取締役会等重要な会議への出席、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の重要な意思決定のプロセスやご業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。また、監査役会は内部監査担当者及び会計監査人と協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、代表取締役社長及び各部門長以上の職位者から構成される「リスク管理委員会」において、リスク管理への取り組み全体や、各リスク管理事項等について協議・検討し、その検討した内容を、各部門長がリスクマネジメント推進責任者として、従業員に周知徹底を図る体制となっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名です。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	6,000	6,000	—	—	1
監査役（社外監査役を除く）	1,440	1,440	—	—	1
社外役員	4,560	4,560	—	—	4

（注）1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額20百万円と決議いただいております。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	6	223,364	6	213,783

	当事業年度		
	受取配当金 の合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	11,431	10,283	23,218 (一)

(注) 1. 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 監査法人に対する報酬の内容

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	—

② その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

③ 監査法人の発行者に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を検討し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2021年7月1日から2022年6月30日まで）の財務諸表について、Mooreみらい監査法人による監査を受けております。

（注）従来、当社が監査証明を受けているMoore至誠監査法人は、2022年7月1日付で、きさらぎ監査法人と合併し、名称をMooreみらい監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 6 月 30 日)	当事業年度 (2022年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,715	80,286
売掛金	33,462	32,049
前払費用	6,720	8,913
預け金	89,105	178,628
その他	1,442	1,629
流動資産合計	187,446	301,508
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,492	14,309
減価償却累計額	△873	△1,419
建物（純額）	4,619	12,890
構築物	—	815
減価償却累計額	—	△31
構築物（純額）	—	783
工具器具備品	—	308
減価償却累計額	—	△51
工具器具備品（純額）	—	257
土地	1,717	31,572
有形固定資産合計	6,336	45,504
無形固定資産		
ソフトウェア	56,701	51,333
ソフトウェア仮勘定	17,348	17,071
無形固定資産合計	74,049	68,405
投資その他の資産		
投資有価証券	249,843	223,364
差入保証金	26,353	17,822
長期前払費用	11,729	1,326
繰延税金資産	1,064	5,939
投資その他の資産合計	288,990	248,452
固定資産合計	369,376	362,362
資産合計	556,823	663,870

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 6 月30日)	当事業年度 (2022年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	8,568	11,436
未払金	8,134	11,375
未払費用	23,601	25,594
未払法人税等	—	19,468
未払消費税等	8,039	5,034
前受収益	118,046	121,826
その他	896	17,319
流動負債合計	167,286	212,054
固定負債		
長期借入金	27,870	58,081
固定負債合計	27,870	58,081
負債合計	195,156	270,135
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	18,997	23,195
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	225,018	255,591
利益剰余金合計	244,016	278,787
自己株式	△240	△240
株主資本合計	343,776	378,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,890	15,187
評価・換算差額等合計	17,890	15,187
純資産合計	361,667	393,735
負債純資産合計	556,823	663,870

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	400,122	※1 408,489
売上原価	102,641	113,564
売上総利益	297,480	294,925
販売費及び一般管理費	※2 ※3 183,909	※2 ※3 220,625
営業利益	113,571	74,300
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	8,309	12,766
その他	0	236
営業外収益合計	8,310	13,002
営業外費用		
支払利息	226	756
支払保証料	356	365
解約違約金	550	—
その他	—	76
営業外費用合計	1,132	1,199
経常利益	120,749	86,103
特別利益		
投資有価証券売却益	10,325	29,072
特別利益合計	10,325	29,072
特別損失		
投資有価証券売却損	8,944	2,780
事務所移転費用	—	1,133
減損損失	※4 152	※4 1,945
特別損失合計	9,097	5,860
税引前当期純利益	121,978	109,316
法人税、住民税及び事業税	30,430	36,002
法人税等調整額	5,917	△3,445
法人税等合計	36,347	32,557
当期純利益	85,630	76,759

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期商品仕入高		62	0.0	—	—
II 労務費		86,532	63.7	98,592	61.5
III 経費	※1	49,365	36.3	61,744	38.5
当期総費用		135,960	100.0	160,336	100.0
他勘定振替高	※2	33,318		46,772	
当期売上原価		102,641		113,564	

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	2,625	4,200
旅費交通費	1,486	1,680
賃借料	4,559	10,142
消耗品費	1,554	2,034
ソフトウェア償却費	37,360	41,141
その他	1,779	2,544

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	27,362	38,039
研究開発費	5,955	8,732

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	13,498	199,869	213,368	△240	313,128	△15,702	△15,702	297,426
当期変動額									
剰余金の配当		5,498	△60,481	△54,983		△54,983			△54,983
当期純利益			85,630	85,630		85,630			85,630
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							33,593	33,593	33,593
当期変動額合計	—	5,498	25,148	30,647	—	30,647	33,593	33,593	64,240
当期末残高	100,000	18,997	225,018	244,016	△240	343,776	17,890	17,890	361,667

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	18,997	225,018	244,016	△240	343,776	17,890	17,890	361,667
当期変動額									
剰余金の配当		4,198	△46,186	△41,987		△41,987			△41,987
当期純利益			76,759	76,759		76,759			76,759
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）							△2,703	△2,703	△2,703
当期変動額合計	—	4,198	30,572	34,771	—	34,771	△2,703	△2,703	32,067
当期末残高	100,000	23,195	255,591	278,787	△240	378,547	15,187	15,187	393,735

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 7 月 1 日 至 2021年 6 月30日)	当事業年度 (自 2021年 7 月 1 日 至 2022年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	121,978	109,316
減価償却費	38,275	42,814
減損損失	152	1,945
受取利息及び受取配当金	△8,310	△12,766
支払利息	226	756
事務所移転費用	—	1,133
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,381	△26,291
売上債権の増減額 (△は増加)	20,976	1,412
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,291	△3,005
未払費用の増減額 (△は減少)	3,711	△657
預け金の増減額 (△は増加)	33,946	△89,522
前受収益の増減額 (△は減少)	11,950	3,780
その他	△7,520	30,290
小計	201,715	59,206
利息及び配当金の受取額	8,310	12,766
利息の支払額	△246	△773
事務所移転費用の支払額	—	△1,133
法人税等の支払額	△83,090	△18,781
法人税等の還付額	—	2,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,688	53,601
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△40,246
無形固定資産の取得による支出	△29,602	△35,389
投資有価証券の取得による支出	△101,671	△128,145
投資有価証券の売却による収入	72,731	176,783
敷金・保証金の差入による支出	△19,837	—
敷金・保証金の返還による収入	—	9,359
その他	—	△3,482
投資活動によるキャッシュ・フロー	△78,380	△21,122
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	—	80,000
長期借入金の返済による支出	△8,568	△46,921
配当金の支払額	△54,983	△41,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,551	△8,908
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,242	23,571
現金及び現金同等物の期首残高	71,958	56,715
現金及び現金同等物の期末残高	※ 56,715	※ 80,286

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～23年
構築物	15年
工具器具備品	5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
ソフトウェア（市場販売目的）	3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が引き渡し時等に充足されるので、「一時点で認識する収益」としています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務がサービスの提供が完了した時点で充足されるので、「一定期間にわたって認識する収益」としています。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との契約が工程毎に分割されるものの、全体として単一の履行義務であると判断される自社製品のカスタマイズ等の受託開発契約の一部は結合の上、進捗度を合理的に見積り、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高への影響はありません。1株当たり情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
給料手当	64,588千円	77,815千円
賞与	17,571 "	20,277 "
広告宣伝費	1,158 "	12,447 "
支払報酬	13,900 "	14,946 "
減価償却費	914 "	1,672 "
特許関連費用	14,536 "	8,539 "
おおよその割合		
販売費	47%	53%
一般管理費	53%	47%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
研究開発費	5,955千円	8,732千円

※4 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

前事業年度

場所	用途	種類
本社（東京都千代田区）	事務所内を区切るパーテーション	付帯設備

2021年8月の本社移転に際して、不要となる事務所付帯設備を処分する予定のため、減損損失（152千円）を特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物152千円であります。

当事業年度

場所	用途	種類
本社（東京都千代田区）	開発中のソフトウェア	ソフトウェア仮勘定

市場販売目的であるソフトウェアについて回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、減損損失（1,945千円）を特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア仮勘定1,945千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	300	—	—	300

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	54,983	55.00	2020年6月30日	2020年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,987	42.00	2021年6月30日	2021年9月30日

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	1,000,000	—	2,000,000

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	300	300	—	600

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	41,987	42.00	2021年6月30日	2021年9月30日

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,988	19.00	2022年6月30日	2022年9月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金勘定	56,715千円	80,286千円
現金及び現金同等物	56,715千円	80,286千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告等を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((※2)をご参照ください)。

前事業年度(2021年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	249,843	249,843	—
資産計	249,843	249,843	—
長期借入金	27,870	27,907	37
負債計	27,870	27,907	37

(※) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、及び「1年以内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 差入保証金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度(2021年6月30日)
差入保証金	26,353

当事業年度（2022年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	223,364	223,364	—
差入保証金	17,822	17,730	△92
資産計	241,186	241,094	△92
長期借入金	58,081	57,667	△413
負債計	58,081	57,667	△413

(※)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、及び「1年以内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	56,715	—	—	—
売掛金	33,462	—	—	—
預け金	89,105	—	—	—
合計	179,283	—	—	—

当事業年度（2022年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	80,286	—	—	—
売掛金	32,049	—	—	—
預け金	178,628	—	—	—
合計	290,965	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,568	8,568	7,854	9,282	2,166	—
合計	8,568	8,568	7,854	9,282	2,166	—

当事業年度（2022年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,436	10,483	12,389	11,436	11,436	12,337
合計	11,436	10,483	12,389	11,436	11,436	12,337

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	223,364	—	—	223,364
資産計	223,364	—	—	223,364

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	17,730	—	17,730
資産計	—	17,730	—	17,730
長期借入金	—	57,667	—	57,667
負債計	—	57,667	—	57,667

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年 6 月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	180,743	163,152	17,590
その他	36,060	19,486	16,573
小計	216,803	182,638	34,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	33,040	39,852	△6,812
小計	33,040	39,852	△6,812
合計	249,843	222,490	27,352

当事業年度 (2022年 6 月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	181,784	151,703	30,080
小計	181,784	151,703	30,080
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	41,580	48,442	△6,862
小計	41,580	48,442	△6,862
合計	223,364	200,145	23,218

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年 7 月 1 日 至 2021年 6 月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
その他	72,731	10,325	8,944
合計	72,731	10,325	8,944

当事業年度 (自 2021年 7 月 1 日 至 2022年 6 月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	128,381	13,064	2,780
その他	48,402	16,008	—
合計	176,783	29,072	2,780

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税等	117千円	2,016千円
未払賞与	6,397 "	6,912 "
未払賞与に係る社会保険料	954 "	1,038 "
減価償却超過額	1,672 "	1,236 "
資産除去債務	1,192 "	708 "
その他	190 "	2,058 "
繰延税金資産合計	10,525千円	13,970千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△9,461千円	△8,031千円
繰延税金負債合計	△9,461千円	△8,031千円
繰延税金資産の純額	1,064千円	5,939千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	0.2%	0.3%
交際費・受取配当金	△0.4%	△0.7%
法人税額の特別控除	△3.2%	△3.0%
軽減税率差異(中小法人軽減税)	△0.5%	△0.6%
その他	△0.9%	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8%	29.8%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年 7 月 1 日 至 2022年 6 月 30 日)
一定期間にわたって認識する収益	327,227
一時点で認識する収益	81,262
顧客との契約から生じる収益合計	408,489
その他の収益	—
外部顧客への売上高	408,489

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	33,462
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	32,049
契約負債 (期首残高)	118,046
契約負債 (期末残高)	121,826

契約負債は、支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価であり、主に、請負契約及び保守サポート契約における顧客からの前受収益等を、貸借対照表の「前受収益」として表示しています。過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額は80,428千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取得価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	81,991
1年超	39,835
合計	121,826

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	87,294
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	66,832
富士通株式会社	45,031
ソフトバンク株式会社	44,378

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	91,988
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	59,340
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	57,806
ソフトバンク株式会社	49,684
富士通株式会社	43,568

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）		当事業年度 （自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）	
1株当たり純資産額	180円89銭	1株当たり純資産額	196円93銭
1株当たり当期純利益	42円83銭	1株当たり当期純利益	38円39銭

1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）	当事業年度 （自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）
当期純利益（千円）	85,630	76,759
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	85,630	76,759
普通株式の期中平均株式数（株）	1,999,400	1,999,400

（注）1. 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資 有価証券	その他 有価証券	三井住友建設株式会社	90,000	41,580
		株式会社三井住友フィナンシャルグループ	10,000	40,320
		双日株式会社	20,000	38,420
		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	50,000	36,470
		三井物産株式会社	12,000	35,934
		株式会社群馬銀行	80,000	30,640
		小計	262,000	223,364
計			262,000	223,364

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累計 額（千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高 （千円）
有形固定資産							
建物	5,492	9,266	450	14,309	1,419	995	12,890
構築物	—	815	—	815	31	31	783
工具器具備品	—	308	—	308	51	51	257
土地	1,717	29,855	—	31,572	—	—	31,572
有形固定資産計	7,210	40,246	450	47,006	1,501	1,078	45,504
無形固定資産							
ソフトウェア	245,425	36,368	—	281,794	230,461	41,736	51,333
ソフトウェア 仮勘定	17,348	38,039	38,316 (1,945)	17,071	—	—	17,071
無形固定資産計	262,774	74,408	38,316 (1,945)	298,866	230,461	41,736	68,405

（注）１．当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社移転に伴う工事費	9,266千円
土地	鹿島神宮隣接地購入費	29,855千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替額	36,368千円
ソフトウェア仮勘定	市場販売目的のソフトウェアの制作費	38,039千円

２．当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアの振替額	36,368千円
-----------	------------	----------

３．当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	8,568	11,436	0.61	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	27,870	58,081	0.61	2023年7月～ 2028年7月
合計	36,438	69,517	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,483	12,389	11,436	11,436

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

2 【主な資産及び負債の内容】

(1) 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	80,286
小計	80,286
合計	80,286

② 売掛金

相手先	金額(千円)
ソフトバンク株式会社	9,525
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	7,456
富士通株式会社	7,170
株式会社ネットワーク	2,721
株式会社インターネットイニシアティブ	1,465
その他	3,710
合計	32,049

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
33,462	569,976	571,389	32,049	94.69	20.98

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 預け金

相手先	金額(千円)
株式会社SBI証券	178,628
合計	178,628

(2) 流動負債

① 前受収益

相手先	金額(千円)
株式会社ネットワールド	65,043
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	23,577
SB C&S株式会社	7,938
日鉄ソリューションズ株式会社	6,215
CTCシステムマネジメント株式会社	6,045
その他	13,006
合計	121,826

3 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.passlogy.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月29日

パスロジ株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 梅澤 慶介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉原 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、パスロジ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パスロジ株式会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備

及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入

手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。